

新たな蚕糸業対策（令和 8～12 年度）の基本的な考え方

2025 年 9 月

2024 年の養蚕農家数は 134 戸、繭生産量は 38 トンとなり、現在も養蚕農家数、繭生産量の減少に歯止めがかからない状況となっている。また、繭の生産量の約 3/4 が 70 歳以上の養蚕農家によって担われており、その養蚕農家の 85% には後継者がいない。このまま推移すれば、遠からず我が国の蚕糸業の生産規模は産業として存続しうる水準を下回ってしまう可能性が高いと思われる。

これまで、養蚕農家数、繭生産量が減少の一途を辿ってきた主たる要因は、繭の取引価格が生産コストを大幅に下回る価格で推移し、養蚕業の収益性が著しく低かったため、養蚕農家の離農が進む一方で、養蚕農家の後継者、新規参入者が育ってこなかったことにある。

このような状況を踏まえ、今後とも我が国の養蚕業が産業として持続していくために、令和 8 年度から 5 年間、以下の対策等を実施する。

- (1) 速やかに生産コストを適切に反映した合理的な価格で繭が取引されるような環境を整備し、養蚕業の収益性を改善するための新たな支援措置の導入
- (2) 養蚕業への新規参入者及び後継者の育成、生産規模拡大の促進のための措置の充実
- (3) 高品質な国産生糸を安定的に生産する体制を構築するための支援

新たな蚕糸業対策の骨子（案）

―生産コストを反映した繭価格の実現による持続的な蚕糸業の確立―

1、生産コストを反映した合理的な繭価格形成を促進するための措置

(1) 提携グループにおける合理的な繭価格形成を促進する対策（新規）

提携グループ内で、生産コストを反映した合理的な繭価格の水準について合意し、その繭価格を実現するために繭の取引価格を計画的に引き上げた場合に、暫定的な負担軽減措置として引上げ幅の 1/2 相当の助成金を製糸業者等に交付する。

(2) 国産生糸等の販路拡大・新商品開発に対する支援対策（新規）

国産繭・生糸の新たな販路を開拓するため、製糸業者等が撚糸業者・製織業者と連携して生地見本等を作成し、それを用いて展示会への出展等の営業活動を行うことや、提携グループ以外の絹製品製造・販売関係業者等が製糸業者等と連携して新たな販路として期待される国産生糸を用いた新商品の開発を行うこと等を支援する。

(3) 国産生糸の価値向上のための措置

各種イベント等を通じて、我が国の蚕糸業の現状、国産生糸の歴史的・文化的な価値等に関する情報を積極的に発信する。

- ・国産繭・生糸サポーター制度の創設とその活動に対する支援
- ・「蚕糸の日」のイベント等を通じた広報
- ・「カイコを育てよう！キャンペーン」の充実

（学校における養蚕に関する教育に対しても共通教材の提供等の支援）

(4) 合理的な繭価格形成のための条件整備

- ・純国産絹マーク制度の運用改善

(国産生糸に対する純国産絹マークの付与、純国産絹マークの英語表記等)

- ・ジャパンシルクセンターの運用改善

(国産生糸を使用した絹製品の販売促進のための無償利用等)

2、養蚕業への新規参入、規模拡大による増産に対する支援の拡充

(1) 養蚕業への新規参入及び規模拡大による繭の増産に係る桑園の改植、

機械・施設等の整備については、その経費の 2/3 相当額を助成する。

(2) 新規養蚕研修の充実

- ・群馬養蚕学校と連携して新規養蚕研修の内容を充実する。

- ・研修終了後も必要な情報の提供、継続的な指導等を実施する。

3、高品質な国産生糸を安定的に生産するための支援

(1) 養蚕事業者の生産条件整備に対する支援

高品質な繭の生産に必要な桑園の造成・改植、機械・施設等の整備に要する経費の一部（1/2）を支援する。

(2) 養蚕関連事業者の生産条件整備に対する支援

国産繭・生糸の品質向上、輸入生糸との差別化、生産性向上等のための養蚕関連事業者（蚕種製造、稚蚕共同飼育、桑苗生産、製糸を行う事業者）の機械・施設、桑園等の整備に要する経費の一部（1/2）を支援する。

(3) 養蚕事業者に対する技術アドバイザーの派遣（新規）

4、養蚕関連事業者の連携に対する支援（新規）

蚕種製造業者、製糸業者等養蚕関連事業者が協同して行う蚕種、原料繭、資材・機械等の相互融通、技術者研修等の取組みを支援する。

なお、この取組みには、原蚕種の製造、製糸業務を実施している蚕糸科学技術研究所も必要に応じてオブザーバーとして参加する。

5、養蚕事業者及び製糸業者の経営の安定化に対する支援

- (1) 養蚕事業者及び製糸業者の事業の多角化を通じた経営改善に資するため、繭の生糸製造以外の用途の開発、副産物の商品化等の取組みを支援する。
- (2) 新規用途向けの繭需要への対応が養蚕事業者や製糸業者の経営改善につながるようにするため、大日本蚕糸会に新規用途相談窓口を設置する。

6、その他の関連対策の継続的な実施

- ・養蚕資材のリサイクルの取組みに対する支援（継続）
- ・蚕種製造業者に対する製造量に応じた支援（継続）
- ・稚蚕共同飼育事業者に対する飼育数量に応じた支援（継続）
- ・県協議会等に対する支援

国産繭の生産状況や養蚕農家の実態を把握する調査や養蚕農家等への情報提供・技術指導等を円滑に行うため、県協議会等に対して助成する。

（以上）

新たな蚕糸業対策（令和8～12年度）の基本的枠組み

I、生産コストを反映した合理的な繭価格の実現

(1) 提携グループにおける合理的な繭価格形成を促進する対策（新規）

提携グループ内で、生産コストを反映した合理的な繭価格を実現するために取引価格を引き上げた場合に、暫定的な負担軽減措置として引上げ幅の1/2相当の助成金を製糸業者等に交付

(2) 国産生糸等の販路拡大・新商品開発に対する支援（新規）

製糸事業者等が行う国産繭・製糸の新たな販路を開拓するための生地見本等の作成、展示会への出展等の営業活動を支援

提携グループ以外の絹製品製造・販売関係業者等が行う国産生糸を用いた新商品の開発等に対する支援

*国産生糸の価値向上

各種イベント等を通じた我が国の蚕糸業の現状、国産生糸の歴史的・文化的な価値等に関する情報の積極的な発信

国産繭・生糸サポーター制度の創設、「蚕糸の日」のイベント等を通じた広報等

*合理的な繭価格形成のための条件整備

・純国産絹マーク制度の運用改善

（国産生糸に対する付与、マークの英語表記等）

・ジャパンシルクセンターの運用改善

（国産生糸を使用した絹製品の販売促進のための無償利用等）

II、養蚕業への新規参入者・後継者の育成、生産規模拡大の促進

(1) 新規参入・規模拡大に対する対策（新規）

新規参入及び規模拡大による繭の増産に係る桑園の改植、機械・施設等の整備について、その経費の一部（2/3）を支援

(2) 新規養蚕研修の充実

・群馬養蚕学校と連携した新規養蚕研修の充実

・研修終了後も継続的に必要な情報の提供、指導等を実施

III、持続的な養蚕業の確立

〈高品質な国産生糸を安定的に生産する体制の構築〉

(1) 養蚕事業者の生産条件整備に対する支援

高品質な繭の生産に必要な桑園の造成・改植、機械・施設等の整備に要する経費の一部（1/2）を支援

(2) 養蚕関連事業者の生産条件整備に対する支援

国産繭・生糸の品質向上、輸入生糸との差別化、生産性向上等のための養蚕関連事業者（蚕種製造、稚蚕共同飼育、桑苗生産、製糸を行う事業者）の機械・施設、桑園等の整備に要する経費の一部（1/2）を支援

(3) 養蚕関連事業者の連携に対する支援（新規）

蚕種製造事業者、製糸業者等養蚕関連事業者が協同して行う蚕種、原料繭、資材・機械等の相互融通、技術者研修等の取組みを支援

*養蚕事業者及び製糸業者の経営の安定化に対する支援

繭の生糸製造以外の用途の開発、副産物の商品化等の取組みを支援

*養蚕資材のリサイクルの取組みに対する支援

*蚕種製造業者に対する製造量に応じた支援

*稚蚕共同飼育事業者に対する飼育数量に応じた支援

*県協議会等に対する支援